

令和5年3月15日
中部地方整備局

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 株式会社藤幸組
業者の住所 : 岐阜県安八郡輪之内町下大樽新田698-1
- 指名停止措置期間 : 令和5年3月15日から令和5年4月14日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事実概要
(株)藤幸組の使用人が、労働災害を隠蔽する目的で虚偽の陳述を行い、当該陳述に矛盾がないように偽装した書類を提示したことにより、(株)藤幸組及び同社使用人が労働安全衛生法違反で公訴を提起され、令和4年12月15日に大垣簡易裁判所からそれぞれ罰金20万円の判決を受け、その刑が確定した。
- 指名停止措置理由
有資格業者である(株)藤幸組の使用人が労働安全衛生法違反で公訴を提起されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第15号(下記参照)に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、1ヵ月とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 早川 保弘
建設専門官 田川 慎二 電話番号 (052) 953-8138